

七尾市宅地復旧支援事業（復興基金）について

令和6年能登半島地震により発生した宅地被害において、早期の宅地復旧と被災者の負担軽減を図るため、個人発注の復旧工事等に対する費用の一部を支援するもの

対象者

市内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者（管理者又は占有者は所有者の全部又は一部から工事の施工について承諾を得たものに限る）

対象宅地（例）

令和6年能登半島地震発生時に住宅（民間企業や団体等の社宅や寮は含まない）の用に供されていた土地

- 戸建住宅
- アパート及びマンション（1宅地、1所有者とみなす）
- 店舗（事務所）併用住宅のうち住宅の用に供する部分

対象外宅地（例）： ○住宅となる家屋がない倉庫・納屋 ○店舗 ○事業所・事務所 ○工場
○事業用倉庫 ○社宅 ○その他 住宅とは認められない建築物

補助額

対象工事实額から50万円を控除した額に
2/3を乗じた額

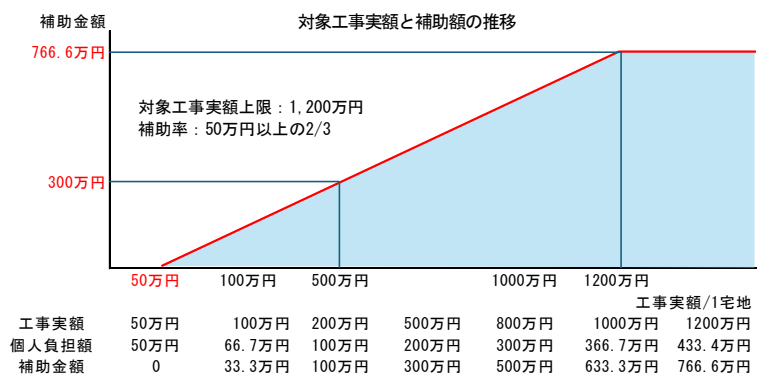
例) 対象工事实額が500万円の場合

$$(500 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}) \times (2/3) = 300 \text{ 万円 (補助額)}$$

200 万円 (個人負担)

※対象工事实額とは、対象工事に関する調査、設計、工事に要した費用の合計（消費税及び地方税を含む）

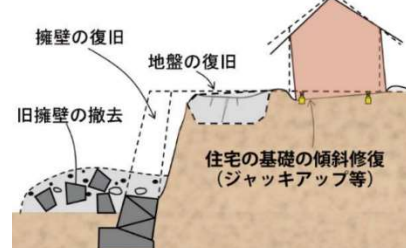
※補助額の上限：766万6千円



対象工事

- (1) のり面の復旧工事
- (2) 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む）
- (3) 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む）
- (4) 地盤改良工事
液状化が発生した区域における再発防止のための住宅建屋（住宅及び住宅に付属する用途に供する建築物）下の地盤改良工事
- (5) 住宅基礎の傾斜修復工事
住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事（ジャッキアップ等）

イメージ図



- ※(1)～(5)工事に関する調査及び設計費を含む
- ※復旧工事は原型復旧を基本するが、構造基準を満たすものへの変更は対象とする
- ※令和6年能登半島地震により被災した宅地の復旧工事等であり、既に工事が完了しているものも含む
- ※擁壁の高さが2mを超える擁壁を築造する場合、建築確認申請の手続きが必要です